

F5 Networks 製品の使用に関するエンドユーザーライセンス特約条項

2020年11月2日

本条項は、本サービスにおける契約者による F5 Networks のソフトウェアの使用について規定したものです。

当社は、以下の条件に従い、本サービスにおいて F5 Networks のソフトウェア（当社から提供された F5 Networks 製品であって、それに付随する媒体、印刷物およびオンラインまたは電子文書を含むものとし、以下それぞれまたは総称して「本ソフトウェア製品」という）を提供するものとします。当社は本ソフトウェア製品を所有するものではなく、契約者は本ソフトウェア製品を、当社から契約者に通知される一定の権利および制限に従って使用するものとします。契約者が本ソフトウェア製品を使用する権利は、契約者が当社との間に締結した契約の条項に従い、かつ以下の条項を契約者が理解し、同意し、遵守することを条件として許諾されます。

第1条（F5 Networks 関連規約の適用）

契約者は、F5 Networks の以下のウェブサイトに記載されている事項がサービス利用契約の一部を構成するものであることを認識し、当該事項を遵守するものとします。また、契約者は、F5 Networks の以下のウェブサイトに記載されている事項が予告なく変更されることがあること、変更のあったときには、変更後の内容がただちに適用されることを、あらかじめ了解するものとします。

<https://www.f5.com/pdf/customer-support/end-user-license-agreement.pdf>

第2条（契約者会社名の F5 Networks への開示・提供）

F5 Networks による本ソフトウェア製品のライセンス条件遵守確認等のために、当社が契約者の会社名を F5 Networks に開示、提供することについて、契約者は予め同意するものとします。

以上

附則（2020年11月2日）

本条項は、2020年11月2日から適用されます。